

共生社会の形成を目指した教育の推進

1

障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内法の整備

(1) 障害者権利条約とは

国連総会で、「障害者の権利に関する条約」、(以下「障害者権利条約」)が採択されたのは、平成18年12月のことです。「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しており、障害者に関する初めての国際条約です。その内容は前文及び50条からなり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障害者の権利実現のための取組を締約国に対して求めています。

(2) 条約の締結に向けた国内法の整備

日本国内では、障害者権利条約の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障害者当事者等の意見も踏まえ、政府は平成21年内閣総理大臣を本部長、全閣僚をメンバーとする「障がい者制度 改革推進本部」を設立し、条約締結に向けて集中的に国内法制度改革を進めていくこととしました。

これにより、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立、障害者差別解消法の成立および障害者雇用促進法の改正など、障害者のための様々な制度改革が行われました。

- 平成18年12月 国連総会において障害者権利条約 採択
- 平成19年4月 特別支援教育の本格的実施(学校教育法改正)
- 平成19年9月 障害者権利条約 署名(第24条 教育)
- 平成23年8月 障害者基本法改正 公布・施行(障害者権利条約対応 第16条教育)
- 平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会報告
～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～
- 平成25年6月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の制定
- 平成25年8月 学校教育法施行令の一部改正
- 平成26年1月 障害者権利条約 批准(発効は2月19日)
 - ・平成27年2月 差別解消法に基づく 政府の基本方針の策定
 - ・平成27年11月 文部科学省所管事業分野の対応指針の策定
 - ・平成27年12月 文部科学省職員のための 対応要領の策定
- 平成28年4月 障害者差別解消法 施行

参考・引用文献:「障害者の声が生かされるとき～障害者権利条約の締結」平成26年2月 外務省
インクルーシブ教育システム構築事業 文部科学省